

## 1 学生生活について

学生が学則に示されている日本大学の目的及び使命に沿って、心身共に健全な学生生活を送る上で、より一層効果をあげるための協議機関として「**学生生活委員会**」が組織され、事務局（本館1階）にはその実務を担当する「**学生課**」が設けられており、学生生活についての相談をいつでも受け付けています。また、クラスごとに担当教員が任命されているので、各自は担当教員の指導を受け、相談があれば気軽に尋ねてコミュニケーションを密にしてください。

### ① 学生相談室

入学してから卒業まで学生生活を送っていく中で、いろいろな問題に遭遇することがあるかもしれません。たとえば、それは修学上のことであるかもしれませんし、あるいは、自分の性格のことや広く人生上の問題、対人関係であるとか、家庭・就職の問題であるかもしれません。様々な問題を含めて、自分一人では対処しきれないことに直面したときや誰かに話を聞いて欲しいときには、大学はいろいろな形で相談に応じています。学生相談室もそのひとつです。専門のカウンセラーが悩みや問題についてどう対処したらいいかなど一緒に考えていきます。プライバシーは固く守られますので、安心して利用してください。悩みが深くなる前に、早い時期に気軽に学生相談室に足を運んでみてください。

#### ◇ 学生相談室は本館2階

- ◆ 開室時間……月曜日～金曜日（10：00～17：00）
- ◆ 電話による申し込みも受け付けています。
- ◆ 日本大学本部から専門カウンセラーが派遣され、相談を行っています。  
工学部学生相談室 TEL 024-956-8651（直通）  
日本大学本部 学生相談センター TEL 03-5275-8238

### ② 日本大学人権侵害防止委員会

日本大学では、セクシャルハラスメント等の人権侵害のない快適な教育環境を守るために人権侵害防止委員会を設けています。受付窓口は、問題解決への入り口です。具体的な相談は、人権救済委員会所属の人権アドバイザーが担当しますので、受付担当窓口で詳しいお話を聞くことはありません。受付担当者に「人権アドバイザーに相談したい」と伝えてください。

※受付窓口は、パンフレット（本館1階学生課に常備）を参照してください。

人権相談オフィス 03-3221-2562（日本大学会館第二別館3階）

### ③ 保健室

授業中や課外活動でのケガや体調不良などの応急処置、また、健康相談も行っておりますので気軽にご利用ください。

#### ◇ 保健室は本館2階 ◇

開室時間……月曜日～金曜日（平日） 9：00～17：00  
土曜日 9：00～13：00

- ◆ 健康診断 毎年4月に定期健康診断を行います。(④-(1))
- ◆ 応急手当 体調不良やケガなどの応急手当が受けられます。

- ◆ 病院案内 症状に該当する医療機関を案内いたします。
- ◆ 健康相談 健康面で気になることがあれば、ご相談ください。また、校医による健康相談も行っています。(④-2)
- ◆ 救急箱の貸し出し 団体活動を行う際に必要な場合、救急箱の貸し出しをします。  
貸し出し (申し込みは学生課です)

#### ④ 健康管理

学生の健康管理のために次に示す行事並びに制度があります。

##### (1) 健康診断

- ア 定期健康診断は、学校保健安全法に基づいて、毎年4月に実施しています。健康診断は、皆様の病気の予防や早期発見、健康増進のためにとっても大切です。必ず受診してください。
- イ 定期健康診断を受けていない場合は、就職活動、介護等体験、スポーツ大会等で「健康診断証明書」が必要となった場合に発行できません。
- ウ 定期健康診断を受けられなかった学生は、保健室に相談してください。

##### (2) 校医による健康相談

校医が専門的な立場から健康相談に応じます。また、治療が必要とされる学生には、病院等を案内します。

- ◆ 期 日 平常の授業期間及び試験期間中の水曜日（毎週）です。
- ◆ 時 間 14：00～16：00
- ◆ 場 所 保健室 詳細については、保健室に問い合わせてください。
- ◆ 連絡先 024-956-8649

##### (3) 学生の傷害事故に関する給付金制度

- ア この制度は、本大学大学院・学部・通信教育部・専攻科・短期大学部及び専門学校に在籍する学生の正課・課外教育中又は課外活動中等に発生した傷害及び死亡事故等に対する給付金制度です。
- イ この制度による給付金は、次に掲げる事故に対して給付されます。
  - a 正課教育中の事故
  - b 大学が主催する行事实施中の事故
  - c 学科、クラス、ゼミナール等が、あらかじめ所定の手続きにより届出をして行った課外教育中の事故
  - d 正式に団体届をした団体が、あらかじめ所定の手続きにより届出をして行った課外活動中に発生した事故
  - e その他前各項に準ずる事故
- ウ 上記に該当する事故が発生した場合、速やかに学生課で事故報告及び治療費給付金申請の手続きをしてください。

なお、上記に該当する事故の場合、次項で説明する「工学部学生医療割引制度」は適用しませんので注意してください。

##### (4) 日本大学工学部学生医療割引制度

- ア この制度は日本大学工学部の全学生に適用されるもので、在学中に発生した疾病について一定額の補助を行い、できるだけ経済的負担を軽くして学業達成のための障害を取り除くことを

目的とした制度です。

イ 契約病院について

工学部学生の診療を依頼するために、一般財団法人太田総合病院（太田西ノ内病院，太田熱海病院）及び社会医療法人あさかホスピタル（あさかホスピタル，さくまメンタルクリニック）と，この制度を適用するための契約を結んでいます。これらの医療機関以外での受診にはこの制度は適用されません。

【一般財団法人 太田総合病院】

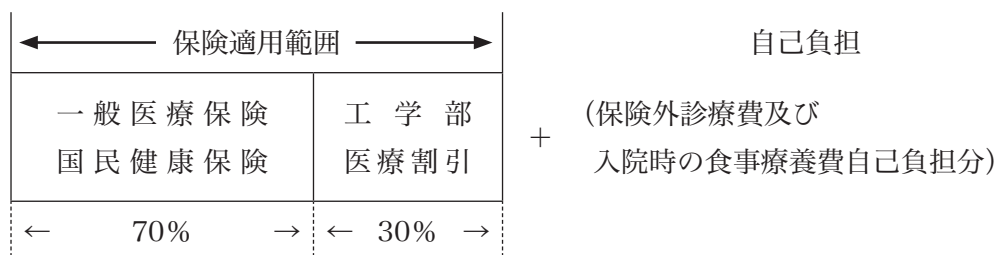
病 院 名	住 所	連 絡 先
太 田 西 ノ 内 病 院	郡山市西ノ内2-5-20	024-925-1188
太 田 熱 海 病 院	郡山市熱海町熱海5-240	024-984-0088

【社会医療法人 あさかホスピタル】

病 院 名	住 所	連 絡 先
あ さ か ホ ス ピ タ ル	郡山市安積町笹川字経坦45	024-945-1701
さくまメンタルクリニック	郡山市中町7-16 安積野ビル3階	024-932-5007

ウ 割引の内容について

医療費の割引は，同一疾病について診療期間3ヵ月を限度とし，診療に要した費用（保険外診療費及び入院時の食事療養費自己負担分を除く）の30%を学校及び病院が負担します。



なお，それぞれの加入している健康保険の高額療養費と家族医療費付加金の給付が適用される場合にはその時点で割引は打ち切りとなります。皆さんの場合は，国で定められた医療保険から70%の給付が受けられるはずですので，医療保険と本学の医療割引制度とを併用すれば，通院の場合は自己負担分はかからないこととなります。

エ 受診の方法

診療を受けるには，学生証及び保険証<sup>\*</sup>を病院窓口<sup>\*</sup>に提示して病院が定めた手続きに従ってください。

※自宅外通学者の保険証について…下宿，アパート等家族と別居している学生が診療を受ける際，本人の保険証または，家族の加入している保険を遠隔地で利用することができる遠隔地被保険者証が必要です。遠隔地被保険者証の申請方法は，家族が加入している健康保険組合に問い合わせてください。

また，契約病院以外で診療を受ける際にも保険証が必要となるので，早急に所持することをすすめます。

オ その他

- a 救急の場合、学生証のない場合には原則としてこの制度は適用されず、医療費の全額または、一定額を支払うこととなります。ただし、やむを得ない事情であれば、後日、学生課に届け出たうえで割引制度が適用されることもあります。
- b この制度は健康診断及び交通事故等による傷害には適用されません。
- c この制度について、不明な点は学生課に問い合わせてください。

**(5) 日本大学学生生徒等総合保障制度（任意加入）**

この制度は、大学在学中に起こり得る様々な事故や不測の事態から学生を救済するため、(株)日本大学事業部と保険会社が共同で企画し、日本大学の規模を最大限に生かした割安な保険制度です。学生の福利厚生のため、正課中だけではなく日常生活を含めた学生生活の全般をカバーするもので、学内外を問わず24時間直面する事故や災害等に対して総合的に補償します。

**【主な補償内容】**

補 償 制 度	補 償 内 容
学生本人のケガの補償	学生本人が不慮の事故で、入院・通院・手術・後遺障害・亡くなったときの補償
育英費用・学資費用	扶養者の方が、ケガにより死亡されたり重度後遺障害の状態になられたときの育英費用や学資費用の補償
賠 償 責 任	学生およびご家族の方が万一、他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまい、法律上の賠償責任を負ったとき
救 援 者 費 用	学生自身が万が一事故に遭い、捜索費用や救援者にかかる費用が発生したとき
借 家 人 賠 償 責 任	下宿やアパートで偶然な事故により損壊し、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負ったとき
生 活 用 動 産 補 償	下宿やアパートの生活用品・身の回り品が火災や盗難などにあつて被害を受けたとき

※詳細については、「日本大学学生生徒等総合保障制度のご案内」を参照してください。

**(6) 日本大学校友会準会員診療費助成制度**

校友会準会員になると、日本大学指定の付属病院等での診療費の助成を受けることができます。受診の際には病院の診療手続きによって受診し、診療後、本学所定の申請書に病院の領収書を添えて学生課に提出してください。なお、詳細については、学生課に問い合わせてください。

**【本制度の指定病院】**

病 院 名	住 所	連 絡 先
日本大学医学部付属板橋病院	東京都板橋区大谷口上町30-1	03-3972-8111
日 本 大 学 病 院	東京都千代田区神田駿河台1-8-13	03-3293-1711
日本大学歯学部付属歯科病院	東京都千代田区神田駿河台1-8-13	03-3219-8080



病 院 名	住 所	連 絡 先
日本大学松戸歯学部付属病院	千葉県松戸市栄町西2-870-1	047-360-9521
寿泉堂総合病院	福島県郡山市駅前1-1-17	024-932-6363
星総合病院	福島県郡山市向河原町159-1	024-983-5511
日本大学歯学部三島歯科医療センター	静岡県三島市文教町1-9-18	055-980-1991
志仁会三島中央病院	静岡県三島市緑町1-3	055-971-4133
良知会共立習志野台病院	千葉県船橋市習志野台4-13-16	047-466-3018
千葉県済生会習志野病院	千葉県習志野市泉町1-1-1	047-473-1281
弘仁会板倉病院	千葉県船橋市本町2-10-1	047-431-2662
同友会藤沢湘南台病院	神奈川県藤沢市高倉2345	0466-44-1451

## ⑤ 厚生施設

### (1) 日本大学郡山研修会館

本学部では、学生の教育・研究及び課外活動のための施設として郡山研修会館があり、無料でセミナー室を利用することができます。

施設名	住 所	施 設	使用時間
郡山研修会館	郡山市愛宕町2-22	セミナー室 (和室収容50名可, 洋室収容100名可)	9:00~21:00

日本大学には、他学部等にも厚生施設があります。詳しくは、「日本大学厚生施設案内」(学生課窓口に常備)を参照してください。

### (2) 厚生センター

厚生関係の一環として本学部に購買部売店が設置され、文房具類等を市価より安く販売しています。また、食堂は衛生的で安価な食事を提供しています。セルフサービスとなっていますので、マナーを守って利用してください。(113ページの厚生センター案内図参照)

#### ア 食堂・カフェテリア

名 称	メ ニ ュ ー	営 業 時 間
学 生 食 堂 (ハットNE1階)	定食・ランチ・カレー・丼類・麺類他	平日 8:30~20:00 土曜 10:00~14:30
カ フ ェ テ リ ア (ハットNE2階)	弁当・おにぎり・パン・コーヒー・ ソフトドリンク・ソフトクリーム他	平日 10:00~17:00 土曜 10:00~14:00

名 称	メニュー	営業時間
スカイレストラン (情報研究棟8階)	定食・カレー・丼類・麺類他	平日 11:00～21:00 土曜 同上

#### イ 購買部 (ハットNE 2階)

名 称	取扱品目	営業時間
購買部	文房具・事務用品・日用品・雑貨・製図器具類・OA機器・ソフト・白衣・切手・模型材料・菓子・飲料類・コピーサービス	平日 8:30～17:00 土曜 8:30～13:00
書籍店	教科書・理工図書・一般教養図書・コンピュータ関係図書・辞典・洋書・雑誌・コミック・地図	平日 8:30～17:00 土曜 9:00～13:00

#### ウ コンビニエンスストア (ハットNE 2階)

取扱品名	営業時間
食品類, 乳製品, 飲料水類, カップラーメン類, スナック菓子等, 日用品雑貨類他	平日 8:00～19:00 土曜 8:00～15:00

#### エ 自転車販売店 (3号館南側)

取扱内容	営業時間
自転車・バイクの販売及び修理, 防犯登録・自賠責保険の取扱い	平日 10:30～16:30 土曜 10:30～14:00

#### オ IC学生証による学内電子マネーサービス

工学部では、IC学生証を利用した学内電子マネーサービスを導入しています。

学内電子マネーサービスは、事前に使用する金額をチャージしておけば、学内の指定された施設での物の購入やサービスの提供時に、IC学生証で精算することができるサービスです。

利用できる厚生施設は、学生食堂・カフェテリア・購買部・書籍店となっており、チャージ機はハットNE 1階に設置してあります。



### (3) 体育施設

#### ア トレーニングルーム

利用するには、講習会受講が条件となります。講習会の日程については、ポータルサイトで連絡します。(年3回程度予定)

施設名	場 所	利用可能時間
トレーニングルーム	大講堂1階西側	8:00～21:00 (授業時間中は除く)

## イ 体育館・グラウンド等

主に体育の授業及びサークルの課外活動で使用していますが、使用状況によっては個人・グループで利用できる場合もあります。使用状況の確認及び利用申込みは学生課窓口で行ってください。

## ⑥ 奨学金制度（以下は平成 29 年度現在のもので、変更になる場合があります）

本学では、日本大学特待生を含め本学独自の奨学金のほかに、日本学生支援機構、地方公共団体、民間団体等の奨学金を取り扱っています。奨学金を得る場合、家計の経済状況及び学業成績が重視されます。なお、奨学金制度は、出願条件や給付・貸与の金額等が変更になることがありますので、ポータルサイト等の掲示内容を確認してください。

### (1) 日本学生支援機構奨学金制度

日本学生支援機構は、優秀な学生でありながら、経済的理由により修学困難な者に奨学金を貸与し、国家及び社会に有益なる人材を育成することを目的としています。

奨学金の貸与は、大学・大学院に在学し、学業優秀・品行方正で学資支弁困難な者を対象としています。

日本学生支援機構の奨学金には第一種奨学金（無利子貸与）と、第二種奨学金（有利子貸与）の 2 種類があります。

#### I 第一種奨学金（無利子貸与）

奨学金の貸与月額表（月額希望者の選択によります。）

学 部 生（自宅通学）	20,000 円, 30,000 円, 40,000 円, 54,000 円
学 部 生（自宅外通学）	20,000 円, 30,000 円, 40,000 円, 50,000 円, 64,000 円
大学院博士前期課程	50,000 円, 88,000 円
大学院博士後期課程	80,000 円, 122,000 円

#### II 第二種奨学金（有利子貸与）

奨学金の貸与月額表（月額希望者の選択によります。）

学 部 生	20,000 円～ 120,000 円（10,000 円単位で選択）
大学院生	50,000 円, 80,000 円, 100,000 円, 130,000 円, 150,000 円

貸与利率…在学中は無利息、卒業後または貸与終了時に確定する利率（上限 3%）で返還します。

奨学生の募集時期は下記を予定していますので、希望者はポータルサイトのお知らせに注意が必要です。

4 月	大学院生
4 月	学 部 生
10 月	大学院生（予約採用）

なお、日本学生支援機構の募集計画により募集時期が変わることもありますので常にポータルサイトに注意してください。

不明な点は学生課に問い合わせてください。

日本学生支援機構ホームページ <http://www.jasso.go.jp/>

## (2) 地方公共団体及び民間団体等の奨学金制度

日本学生支援機構奨学金制度のほか、各都道府県、市町村、財団等の奨学金制度があります。これらの奨学金制度のうち、大学に募集依頼のあるものについては、ポータルサイトにてお知らせしますので、希望者は、そのつど学生課に申し出てください。

なお、本学部で募集する以外に多くの奨学団体が存在しますが、大半は大学へ募集要項を送付していないので各自で調査の上、直接出願するようにしてください。その際、大学での証明、あるいは推薦の必要があるときは、募集要項、願書等を添えて学生課に申し出てください。

## (3) 日本大学の奨学金制度

### ア 日本大学創立130周年記念奨学金（第1種）

一般入学試験によって工学部1年次生に入学を許可された者のうちから、経済的理由により学費等の支弁が困難であり、修学意志が堅固で優秀な者に奨学金を給付しています。

### イ 日本大学創立130周年記念奨学金（第2種）

学部生を対象として経済的理由により学費等の支弁が困難であり、修学意志が堅固で学業及び人物ともに優秀な者に奨学金を給付しています。

奨学生候補者の選考は6月に行われます。

### ウ 日本大学事業部奨学金

学部生を対象として経済的理由により学費等の支弁が困難であり、学業及び人物ともに優秀な者に奨学金を給付しています。

奨学生候補者の選考は5月に行われます。

### エ 日本大学オリジナル設計奨学金

オリジナル設計株式会社が寄付した基金をもとに設置され、理工学部、生産工学部、工学部学生のうち、国家公務員採用（総合職試験）受験志願者に奨学金を給付しています。

奨学生候補者の選考は5月に行われます。

### オ 日本大学古田奨学金

本学の興隆発展に寄与された故古田重二良先生を記念して、大学が基金を設置したものであり、大学院生を対象として学業及び人物ともに優秀な者に奨学金を給付しています。

奨学生候補者の選考は5月に行われます。

### カ 日本大学ロバート・F・ケネディ奨学金

故ロバート・F・ケネディ氏が寄付した基金をもとに設置され、大学院生を対象として学業及び人物ともに優秀な者に奨学金を給付しています。

奨学生候補者の選考は5月に行われます。

### ※ 特待生

本学では特待生規定によって、学業・人物ともに優秀な者に特待生として奨学金を給付しています。特待生には甲種と乙種があり、甲種には授業料1年分相当額の半額及び図書費、乙種には授業料1年分相当額の半額が奨学金として与えられています。

## (4) 日本大学工学部の奨学金制度

### ア 日本大学工学部奨学金

大学院工学研究科生を対象とする第1種奨学金、工学部1年次生を対象とする第2種奨学

金、外国人留学生を対象とする第3種奨学金、学部生を対象とする第4種奨学金の4種類があります。

a 工学部第1種奨学金

大学院生を対象に、学業成績・人物が優れ、研究のため奨学金の給付が必要と認められる者に年額60万円を給付するもので、大学院在学学生及び入学を許可された者（ともに博士前期課程に限る）に出願資格があります。

奨学生の募集は、毎年4月に行いますのでポータルサイトに注意してください。

b 工学部第2種奨学金

工学部1年次に入学を許可された者のうちから、学業成績が優れた者に対し選考の上、授業料相当額を奨学金として給付しています。

c 工学部第3種奨学金

工学部及び大学院在学中の外国人留学生を対象に、学業成績・人物が優れた者に対し選考の上、授業料の20%相当額を奨学金として給付しています。

d 工学部第4種奨学金

学部生を対象に、学業成績・人物が優れており、経済的理由により学費の支弁が困難な者に対し選考の上、年額30万円を奨学金として給付しています。

イ 日本大学工学部父母会・校友会給付奨学金

学部生を対象に、学業成績・人物が優れ、父母会費及び校友会年会費（準会員）を納入しており、経済的理由により修学が困難な者に対し選考の上、半期25万円を給付しています。

奨学生の募集は、随時行いますのでポータルサイトに注意してください。

ウ 日本大学工学部父母会・校友会貸与奨学金

学部生を対象に、学業成績・人物が優れ、父母会費及び校友会年会費（準会員）を納入しており、在学中における災害又は学費支弁者の不慮の事故等により、学費の支弁が困難な者に対し選考の上、奨学金を貸与しています。

※奨学金貸与を希望される場合は、学生課へご相談ください。

エ 日本大学工学部五十嵐奨学金

工学部4年次生を対象に、学業成績・人物が優れた者に対し選考の上、年額10万円を給付しています。

オ 日本大学工学部職員親睦会奨学金

学部生を対象に、家計支持者（又は学費負担者）の死亡・疾病・失業等若しくは火災・風水害等の災害により家計状況が急変して修学困難な者に対し選考の上、年額24万円を給付しています。

奨学生の募集は、随時行いますので、詳細は学生課へご相談ください。

**(5) 日本大学校友会奨学金制度（奨学金付教育ローン）**

この奨学金制度では、卒業までは元本据置きとし、この間に発生する利息を校友会が奨学金として全額給付します。その後、準会員は元本と卒業後からの分の利息を返済すればよいこととなります。父母などに資力がある学生を対象とした「保証会社保証」方式と、保証会社保証の審査基準を満たさない方を対象に大学が債務を保証する「大学保証」方式があります。



## 参考情報

### 「国の教育ローン」のご案内

- 「国の教育ローン」は、大学、短大、専修学校・各種学校や外国の学校等に入学・在学するお子様をお持ちのご家庭を対象とした公的な融資制度です。
  - ・ 融資額…学生・生徒一人につき350万円以内
  - ・ 利 率…年1.76%（平成29年11月10日現在）
- お申込・ご相談は、「国の教育ローン」コールセンターまたは日本政策金融公庫の各支店、もしくは、最寄りの金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農協、漁協）までお問い合わせください。

【教育ローンコールセンター】TEL 0570-008656(ナビダイヤル) またはTEL 03(5321)8656

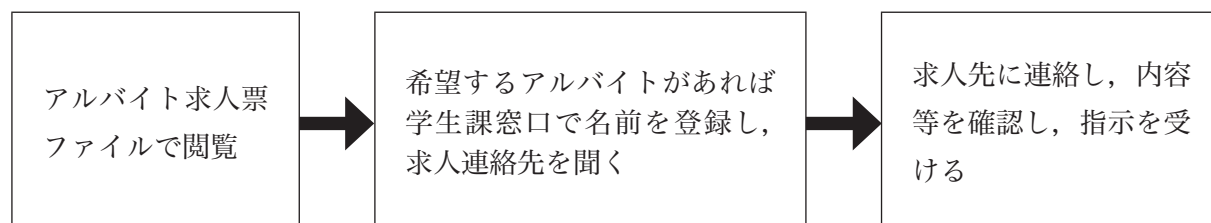
【株式会社 日本政策金融公庫のホームページ】<http://www.jfc.go.jp/>

## ⑦ アルバイト

アルバイトは、あくまでも二次的なものですので、学業に支障のないよう配慮するとともに、職種や作業内容が自分に適しているかどうかを慎重に判断して決定するようにしてください。また、就労に際しては本学学生としての自覚を持ち、誠意と責任ある行動をとるよう心掛けてください。

学生課前のファイルによりアルバイト情報を提供しています。

アルバイトを希望する場合は、次のような手続きで行ってください。



※トラブルを防ぐため、採用時に給与の支払方法等を必ず確認し、書面による契約を取り交わすようにしてください。

労働内容、条件等が求人票の記載内容と著しく異なる場合は、学生課窓口まで申し出てください。授業等に影響がないように計画的に行ってください。

## ⑧ 下宿・アパート

本学部内で在学生に対して下記のとおり情報提供を行っています。契約の際には、入居時・退去時の支払、契約途中での解約、修理代請求などトラブルの原因となる事項等について十分に確認してから、必ず契約を結んでください。また、地域ルール（ゴミ収集の場所、曜日等）やマナーを守り、管理責任（特に火の元）には十分配慮して生活するよう心がけてください。

紹介場所	場 所	取扱時間
工学部校友会	ハットNE 1階 工学部校友会事務局	平日 9:00~17:30

※本人または父母の住所を変更したときは、ポータルサイト（学籍情報変更申請）により変更の手続きをしてください。

## ⑨ 課外活動

大学の課外活動は、グループ活動による実践的な経験を通じて、社会生活上必要な自律性、協調性、指導力、創造力等を体得する場として重要視されています。また、近年における大学教育の著しい普及と学生意識の多様化等によって、学生と教職員との人間的な触れ合いの場がますます強く求められています。

新入生・在學生を問わず、奮ってこのような課外活動に参加し、団体活動を通じて全人格的人間形成に努め、工学部「学生心得」を遵守し、有意義な学生生活を送ってください。

### 活動にあたっての留意事項

#### (1) 団体の登録

現在、結成が認められている団体は、毎年度始めまでに所定の手続きにより、一定の期間内に「団体継続」を申請しなければなりません。申請し許可を受けた連合体加盟団体に限り、運営に対する補助や施設の貸与があり、宣伝活動等を行うことができます。

また、未加盟の団体で5年以上活動している場合であれば、連合体加盟団体に昇格を申請することができます。

#### (2) サークル・同好会の結成

サークル・同好会を結成しようとする場合は、指導教職員を定め、学生課へ願い出て、学生生活委員会の承認を得る必要があります。

団体結成条件としては、

- ・2学年以上にわたり10名以上の構成員がいること
- ・継続的な活動が見込めること
- ・団体規約を作成すること

また、申請事項の変更や、サークルを解散する場合は、速やかに届け出てください。

#### (3) 集会を行う場合

学生又は団体が学内外で集会等を行う場合は、実施の1週間前までに「集会届」を学生課へ提出してください。

#### (4) 合宿・試合

団体が合宿や対外試合等を行う場合は、実施の1週間前までに所定の申請書類を学生課へ提出してください。実施終了後は、終了後1週間以内に所定の報告書を提出してください。

#### (5) 文書・ポスター等の掲示及び印刷物の配布について

学生又は団体が、学内に文書やポスター等を掲示しようとするとき、又は印刷物を刊行・配布しようとするときは、そのポスター等を事前に学生課へ提出し、学生課の許可を受けてください。許可されたポスター等には、「承認印」を押印します。承認印がないものは、掲示及び配布できません。掲示期間は、原則1週間です。

#### (6) 郵便物

各団体に対する郵便物は学生課前に設置のメールボックスで保管しますので、責任者は必ず確認に来るよう心がけてください。また、宛名にはサークル名を入れるようにしてください。

## (7) その他

学内において署名運動，世論調査，寄附金募集等を行おうとするときは，団体責任者は学生課へ届け出てください。

届出事項が許可・承認を受けている場合であっても，内容等に変更があった場合は，速やかに届け出て承認を受けるようにしてください。

なお，学生又は団体が，学外で日本大学の名称を使用して，前各項に該当する行為をしようとするときは，同様に学生課へ届け出てください。

## 学生団体事務局

団体名
体育会
学術文化サークル連合会

## 北桜祭実行委員会事務局

団体名
北桜祭実行委員会

## 体育会

団体名
応援団
合気道部
アメリカンフットボール部
空手道部
器械体操部
弓道部
剣道部
硬式ソフトボール部
硬式庭球部
硬式野球部
ゴルフ部
サッカー部
射撃部
柔道部
水泳部
スキー部
ソフトテニス部
卓球部
軟式野球部
日本拳法部
バスケットボール部
バドミントン部
バレーボール部
ハンドボール部
ボクシング部

## 連合体未加盟団体

団体名
アルティメット同好会
異文化コミュニケーション研究会
ガンジュースポーツ同好会
基礎スキー研究同好会
現代視覚文化研究同好会
護身武道研究会
書道会
General Sports 同好会
ジョイフルテニス同好会
杖道同好会
スクエアスポーツ同好会
3on3since1891同好会
ダーツ同好会
ダンス同好会
電気電子工学研究会
土木女子の会
トレーディングカードゲーム研究会
日本大学工学部合唱団
日本大学工学部相撲同好会
フォークソング同好会
フットサル同好会
文学同好会
モーターサイクル同好会
Racing Kart 研究会

団体名
洋弓部
ラグビー部
ラクロス部
陸上競技部

## 学術文化サークル連合会

団体名
囲碁・将棋部
演劇部
桜家一門YOSAKORI隊
音楽研究会
音響研究会
滑空研究会
管弦楽部
機械研究会
建築研究会
サイクリング部
茶道部
自動車部
写真部
ジャグリング部
情報研究会
吹奏楽部
赤十字奉仕団
創作活動部
地域連携活動研究会
鐵道研究会
天文研究会
動画漫画研究会
美術部
木匠塾
モダンジャズ研究会
ワンダーフォーゲル部

体育会、学術文化サークル連合会、連合体未加盟団体の団体名は、平成30年4月1日現在活動中の団体を記載。

## ⑩ 学内交通規則

学内及び周辺道路における危険と騒音を防止し、交通の安全と円滑をはかり、より良い学園環境を保持するために学内交通規則が定められています。日毎に増加する車輛と、交通事情の悪化により、憂慮すべき事故が多発している現況をよく認識し、運転者として責任ある運転を行い、自己の学業や将来に支障をきたしたり、他人に迷惑をかけることのないよう学生の皆さんの協力をお願いします。

**日本大学工学部学内諸車通行指示図「116 ページ」参照**

### (1) 基本的規則について

- ア 学内に入出入りする自動車・自動二輪車・原付自転車・自転車は徐行し、駐車禁止・進入禁止その他の規制標識や指示標識に従い、指定された通行路を守りそれぞれの駐車場・自転車置場に置くようにしてください。
- イ 学内に用事のある業務用の車やタクシー等は、守衛室より通行許可証を受け、正門より学内に入ることができます。
- ウ 学部行事、その他特別な行事の際は、臨時の通行路や駐車場を設けることがあります。
- エ 東北高校の教職員の自動車・自動二輪車・原付自転車及び生徒の自転車は、**E**（高校正門）より通行することになっています。

### (2) 学校周辺道路について

金山橋一日大に至る道路は公安委員会が指定した速度制限（時速40km）・駐車禁止（終日）の区間です。また、その他の日大周辺道路も駐車禁止です。

### (3) 学内通行路と駐車場及び自動二輪車・原付自転車・自転車の置場について

- ア **自動車**はバス停留所脇**A**より入り徐行して**B**に至り、一旦停止のうえ学生・教職員それぞれの専用駐車場に入れてください。駐車場に入出入りの際は事故防止のため十分な安全確認を行ってください。出る場合は**B**を経て**A**に至る通行路の通行区分に定められた部分を徐行し、**A**において信号機の指示に従い学外道路に出るようにしてください。
- イ **自動二輪車・原付自転車**はバス停留所脇の**A**より入り、通行区分に従い定められた部分を徐行し、対向車に注意して**F**より右折し専用置場に入れてください。出る場合も同じ通行路によってください。**A**－**B**間通行路は道幅が狭く、自動車と自動二輪車・原付自転車等が通行することになるので十分な注意が必要です。
- ウ **自転車**は**D**－**B**間の通行路を通り駐輪場に入れてください。出る場合も指定された通行路を通り学外道路に出るようにしてください。

### (4) 車の登録、許可について

**学生の車輛は、学生駐車場以外は駐車禁止**

自動車等での通学を希望する場合は願い出により許可します（毎年度更新すること。ただし、1年次生は許可しません）。手続期間については、ポータルサイトで連絡しますので、希望者は必ず確認してください。なお、毎年度始めに交通安全講習会を実施しますので、自動車通学希望者は必ず出席してください。講習会に出席しなかった場合には原則として許可しません。

- ア 自動車・自動二輪車・自転車等の車輛は必ず、指定の置場に駐車してください。学生駐車場・



駐輪場以外に駐車した場合には駐車違反となりますので注意してください。

イ 自動車通学を許可された者に対しては駐車許可証を交付します。**駐車許可証は、常にフロント位置に提示してください。**

ウ 自動車通学許可条件は次のとおりとします。

- a 学部2年次生以上
- b 住居が大学から片道2km以上離れている者
- c 保証人（父母等）の同意
- d 交通安全講習会出席者
- e Web住所登録，履修登録を確実にしている者
- f 任意保険への加入

※ 詳細については、学生課窓口にお問い合わせください。

#### (5) 積雪・凍結道路における注意について

福島県道路交通規則では、積雪または凍結している道路での運転者への遵守事項を次のように定めているので、注意してください。違反をすると罰金が科せられます。

- a 積雪又は凍結している道路において、駆動輪にタイヤチェーン又は全輪にスノータイヤ（接地面の突出部の摩耗が50パーセント以下のものに限る。）を取りつける等すべり止めの措置を講じないで自動車（小型特殊自動車を除く）又は原動機付自転車を運転しないこと（11条第1号）

#### (6) 事故等について

学内外で事故等があった場合は、相手の連絡先等を聞き、警察に立ち会ってもらうなどして適切に対応してください。事故等のトラブルについては、大学は一切責任を負いませんので十分注意してください。

#### (7) 違反に対する処置について

学内外での違反・事故については本人または、父母に対して厳重な注意を与え、反省を促すため適切な処置を行います。

違反が重なる場合には父母を呼び出し、車の使用を禁じる場合もあります。

#### (8) 交通指導について

随時、教職員による交通整理・指導を行いますので、違反のないよう指示に従い協力してください。また、専門家による交通安全その他交通についての講習会を行いますので、その際には積極的な参加をお願いします。事故の当事者、関係者に自分を置き代えてみれば、どんな悲惨な状態に陥るかが想像できると思います。明日は我が身かもしれません。こと人命に関することでもあるので、学部としても、交通安全について機会あるごとに強く周知徹底をはかるつもりです。

### ⑪ キャンパス内の分煙

本学部では、すべての人々が快適に過ごせるキャンパス環境作り及び喫煙マナーの向上を図るため、下記事項の徹底を推進しています。ご協力をお願いします。

- (1) 歩行中の喫煙禁止
- (2) 吸い殻のポイ捨て禁止
- (3) 所定の場所以外での喫煙禁止

## ⑫ 遺失物・拾得物

- (1) 落とし物・忘れ物をしたとき…学生課で確認してください。
- (2) 落とし物を拾ったとき………本学構内で落とし物を拾った場合は、速やかに学生課に届け出てください。
- (3) 落とし主への連絡方法………持ち主が明らかな場合は学生課から連絡します。持ち主が不明な場合は、学生課前の陳列ケースに一定期間陳列します。

※ 一定期間を経過しても受け取りに来ないときは処分します。教科書等、名前を記入できるものは必ず記入してください。

## ⑬ その他の注意事項

以下の被害に遭わないように注意してください。

また、自分自身が犯罪の加害者側に巻き込まれないようにしてください。

### (1) 盗難に注意

盗難事件の発生が懸念されますので、各自所持品は常に携帯するようにしてください。また、自転車等には厳重に鍵をかけてください。

### (2) マルチ商法等の悪質商法に注意

マルチ商法とは、不当な勧誘で一般消費者を販売員に仕立て上げ、連鎖的に消費者を販売員とし、組織を拡大していく悪質商法です。その他にもアンケートを装って街頭で声をかけてくるキャッチセールス、電話により言葉巧みに別の場所に呼び出して商品やサービスを売り付けるアポイントメントセールス等、悪質商法による様々な被害が後を絶ちません。楽しく儲かる話、クレジット等の借金が必要な話、すぐ実行をせまる話等には十分注意してください。「うまい話には必ず裏がある」ことをよく考えてみましょう。また、コンピュータ・ネットワークの急速な社会への普及に伴い、ホームページやメール等を利用した悪質商法が増加しています。インターネット利用時は自分のIDやパスワードの管理を徹底し、クレジットカード使用の際はセキュリティを確認の上、カード番号をむやみに送信しないようにしてください。

### (3) 携帯電話を利用した不当な請求に注意

携帯電話の出会い系あるいはアダルトサイトから「クリックしただけで契約したことになるので、入会金〇万円を支払え」といった内容の請求メールが送信されるといったトラブルが多数発生しています。次の予防策を十分認識し、このようなトラブルを未然に防止してください。

ア 不用意なクリックは慎んでください。(クリックによって情報が来るだけでなく出ていくことを理解すべきです。)

イ 見覚えのない送信元からメールに表示されているアドレスには絶対アクセスしないでください。(基本的に分からないところから送りつけられたメールは、即削除すべきです。)

ウ 各携帯電話のメーカーで用意しているメール着信に関する制限機能を利用することを勧めます。

誤ってクリックしてしまい請求された場合や身に覚えがないのに請求されたときは、簡単にお金を支払わないでください。また、電話番号・メールアドレス・住所等の個人情報を相手に絶対伝えないよう安易に連絡を取らないでください。なお、最近はこのような架空請求を無視した場合に、裁判所の支払督促や少額訴訟の制度を悪用するケースも発生していますので、葉書や封書による請求書またはメールを処分・削除する前に、警察署あるいは消費生活センター等に相談するようにしてください。

#### 【電話番号】

警察総合相談 TEL 024-525-3311  
郡山警察署相談係 TEL 024-922-2800  
郡山市消費生活センター TEL 024-921-0333

#### 【ホームページ】

福島県警察 <http://www.police.pref.fukushima.jp/>  
福島県消費生活センター <http://www.pref.fukushima.jp/syouhi/index.htm>

#### (4) 振り込め詐欺に注意

息子や孫を装って、交通事故の示談金や借金の返済等を名目に現金をだまし取る『振り込め詐欺』が多発していることについては、新聞・テレビ等の報道によって皆さんもご存知のことかと思えます。本学部でも未遂でしたが、同様の事件が数件報告されています。このような事件の被害にあわないためにも、日頃からご両親と緊密に連絡を取り合うよう心がけてください。

#### (5) 地震・水害・事件・事故等にあった場合について

- ア オリエンテーションで配付される防災マニュアル（ポケット版）を常に携帯し、有事に活用してください。
- イ 日常の中で災害時の連絡方法や避難路、避難場所を確認しておいてください。
- ウ 地震・水害等の災害に被災した場合や、事件・事故等に遭遇した際には、被害状況等をまず公的機関へ連絡し、次に学生課へ連絡してください。
- エ 災害時における郡山市の避難場所として本学部も指定（洪水を除く）されていますので、周辺に居住している学生は本学部へ避難してください。

緊急時の連絡先	
災害時 代表電話	024-924-2999
火災・救急・救助のテレホンサービス	024-933-4000

#### 【災害用伝言ダイヤル】

災害用伝言ダイヤルは、地震等の災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に提供が開始されます。

〈公衆電話からの通話〉

グリーンのアナログ公衆電話……………緊急ボタン押し上げ又はコイン投入で通話  
デジタル公衆電話、ICカード電話………受話器をとることで通話

### 災害伝言ダイヤル(局番なし) 171番

- ① 「171」をダイヤルします
  - ② 利用ガイダンスに従います
  - ③ 伝言の録音（再生）をします
- ※伝言の録音（再生）は被災地の自宅の電話番号を使用します

災害用伝言ダイヤルホームページ <http://www.ntt-east.co.jp/saigai/>

## 〈参考〉クーリング・オフ制度

### 1 クーリング・オフ制度とは

クーリング・オフとは「頭を冷やす」という意味です。訪問販売や電話勧誘などセールスマンの上手い話に乗って、うっかり契約してしまった場合、一定期間内であれば無条件で解約できる制度です。

### 2 クーリング・オフができる期間は？

訪問販売，キャッチセールス，アポイントメントセールス	8日間
電話勧誘販売	8日間
マルチ商法	20日間
特定継続的役務（エステティックサロン，語学教室，家庭教師，学習塾）	8日間
業務提供誘引販売（内職，モニター商法）	20日間

※ 通信販売は，原則クーリング・オフできません。

※ 消耗品（化粧品，健康食品等）で，使用した分は，原則クーリング・オフできません。

### 3 クーリング・オフのやり方

ハガキか手紙で通知します。（配達記録郵便か簡易書留扱いで）

通知するには必ずコピーを取り，郵便局発行の領収書と一緒に保管しておいてください。

クーリング・オフの効果は？

支払った代金は全額返してもらえ，違約金等も請求されません。

商品等を受け取っている場合でも業者負担で引き取ってもらえます。

※クーリング・オフできない場合もあるので，学生課窓口で相談してください。

### 4 クーリング・オフの書き方（契約解除の場合）

#### 信販会社あて

私は○○○株式会社との契約を解除し すのでお知らせいたします。	○年○月○日
契約年月日	○年○月○日
商品名	○○○○○○○
	○○○○○○○
	○○○○○○○
	〒○○○—○○○
住所	○○○○○○○
	○○○○○○○
氏名	○○○○○

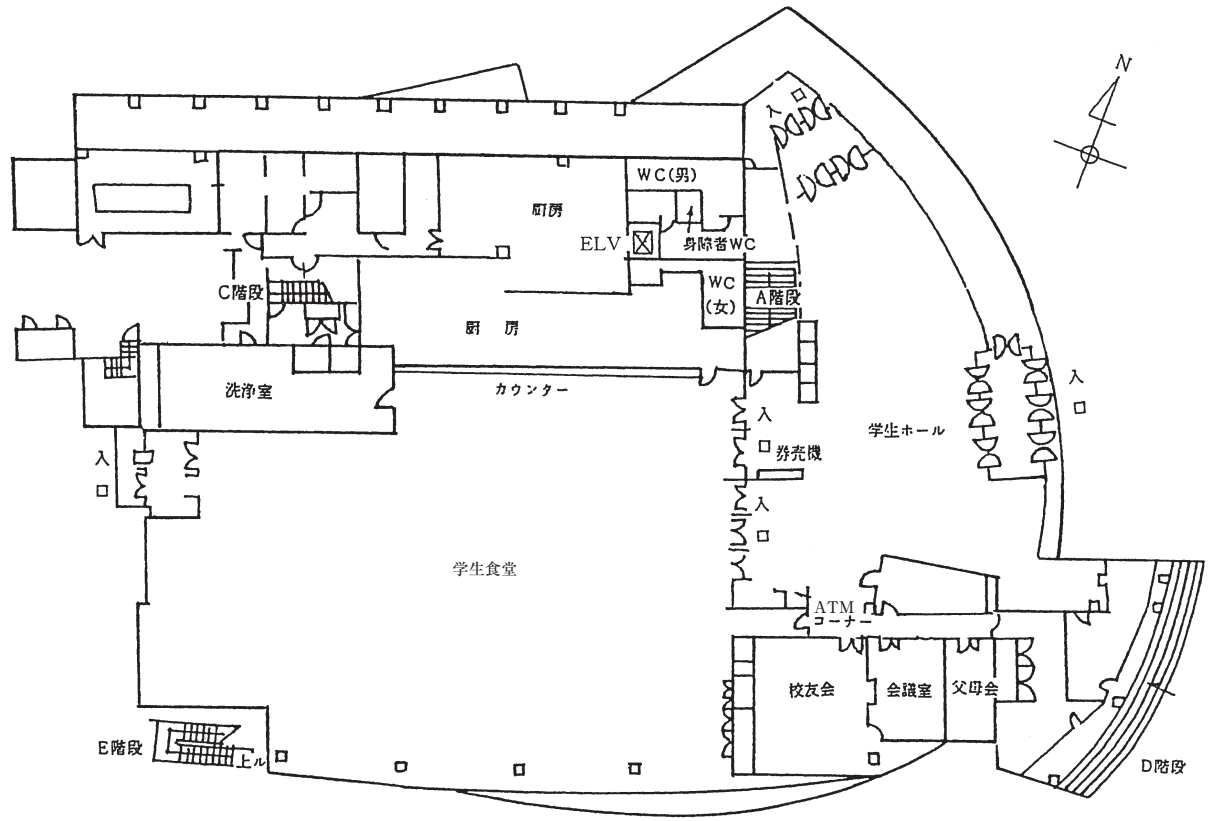
#### 販売会社あて

○年○月○日，貴社との○○○の購入契約 しましたが，解除いたします。	○年○月○日
なお，商品は早急にお引き取りいただき， 支払った○○○円を至急返金して下さいよう お願いいたします。	〒○○○—○○○
	住所
	○○○○○○○
	○○○○○○○
	氏名
	○○○○○

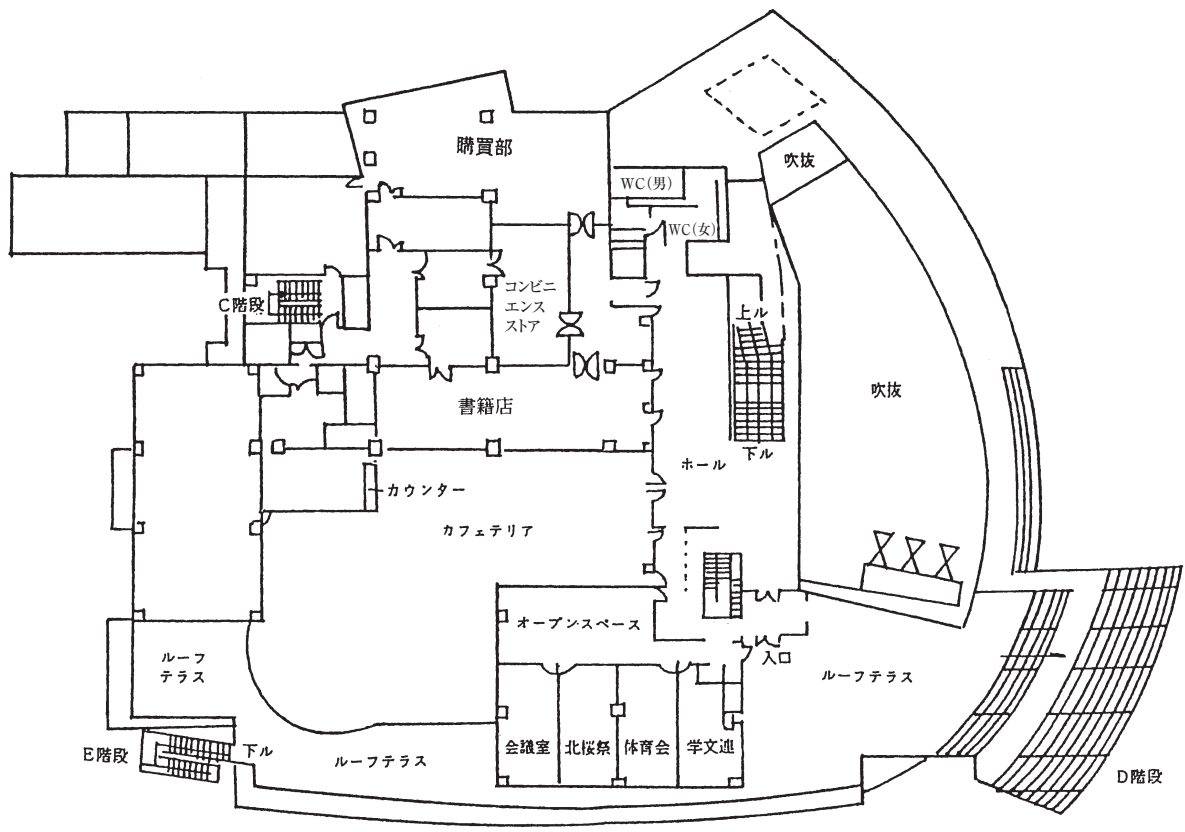
※ 商品名は自分の契約商品名を書いてください。

※ 信販会社を利用していない場合は，信販会社あては不要です。

# 厚生センター案内図 62号館(50周年記念館)

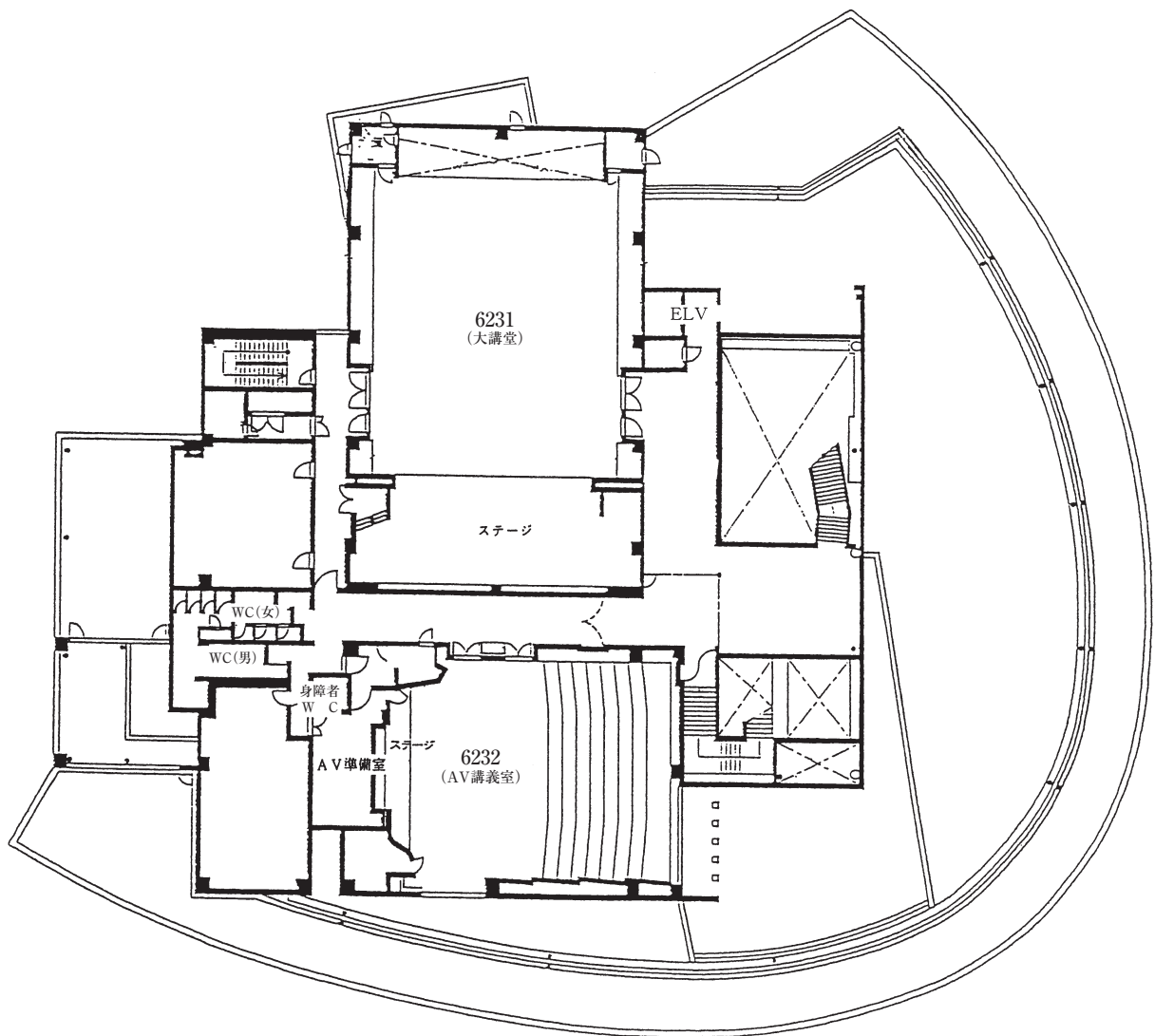


1階平面図



2階平面図





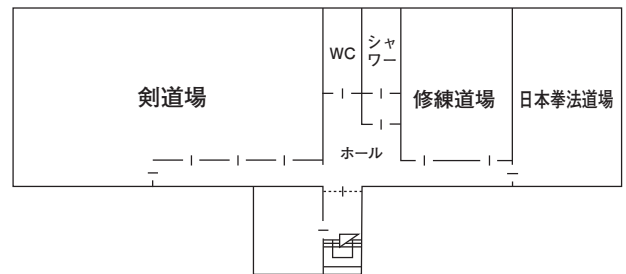
3階平面図

# 課外活動部室案内図

## 武道館(50号館)案内図



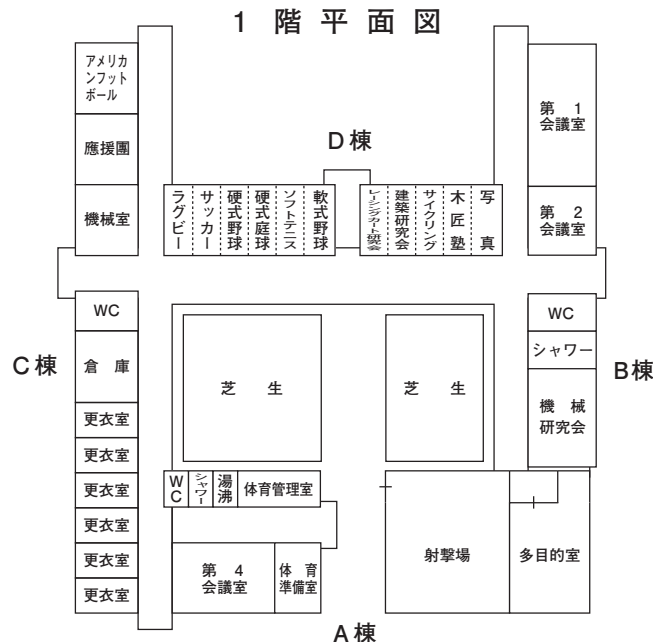
1 階 平 面 図



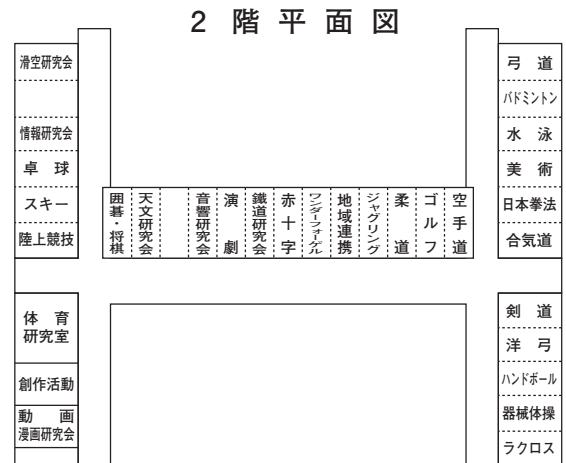
2 階 平 面 図

○武道館(50号館)利用細則は部室棟(52号館)利用細則に準ずる。

## 部室棟(52号館)案内図



1 階 平 面 図



2 階 平 面 図

- バスケットボール部, バレーボール部, バドミントン部の部室は大講堂1階
- モダンジャズ研究会・音楽研究会・吹奏楽部・管弦楽部・フォークソング同好会の部室は器楽練習棟(11号館)
- 射撃部の部室は射撃場

# 日本大学工学部学内諸車通行指示図

